

諏訪市選告示第23号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12の規定において準用する同法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの在外選挙人名簿の抄本の閲覧はなかった。

令和8年4月10日

諏訪市選挙管理委員会
委員長 鈴木 正好